



大阪弁護士会

日本では、2013年、子どもの貧困対策法が成立しましたが、2014年7月の厚生労働省の発表によると子どもの貧困率は6.3%と過去最悪を更新し、ひとり親世帯の貧困率は54.6%に上り深刻さを増しています。子どもの貧困をどのように解消していくかは、国の将来に関わる重要な課題ですが、本年8月に閣議決定された子どもの貧困対策大綱は、予算措置が不十分なため、骨抜きであるとの声も聞かれます。

そこで、ドイツの社会法・民法の権威であるヨハネス・ミュンダーさんをお招きし、ドイツの子ども・若者の生活保障と就労支援（求職者基礎所得保障（ドイツ社会法典第2編）と、子ども・若者支援サービス（社会法典第8編））について学び、日本の状況の改善に活かす方策を探るため講演会を企画しました。是非多数ご参加ください。

講演

「日独比較：学校から社会への移行支援」

大串 隆吉 氏

東京都立大学名誉教授

講演

「ドイツにおける子どもの貧困と法」

ヨハネス・ミュンダー氏

元ベルリン工科大学社会法・民法教授



【略歴】連邦労働社会省労働市場基本政策課、ヴィースバーデン専門大学教授、ベルリン教育大学教授を経て、1980年以降ベルリン工科大学教授、2010年3月退官。社会法典コンメンタル（逐条解説書）など、ドイツ社会法典に関する著作多数。ドイツSOS子ども村理事長。

参加費・事前申込不要

2014年11月12日（水）

18:30~20:30（18:00受付開始）

大阪弁護士会館 10階会議室

一時保育
実施します

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車
徒歩約15分

※一時保育を申込まれる方は、
11月4日までにお申込みください。

主催：大阪弁護士会

お問い合わせ：大阪弁護士会委員会部
人権課 TEL06-6364-1227